

平成27年10月30日

【照会先】 高知労働局総務部企画室

室長 伊藤 守

労働紛争調整官 内村 聡一郎

電話 088-885-6028

報道関係者 各位

高知労働局における平成27年度上半期の個別労働紛争解決制度利用状況について

～相談は「いじめ・嫌がらせ」が最多、あっせんは開催事案がすべて解決～

高知労働局（局長 伊津野信之）は、高知労働局及び高知県下の各労働基準監督署に設置した「総合労働相談コーナー」における、労働者と事業主との個別労働紛争（いじめ・嫌がらせ、解雇、労働条件の引下げ等）の適切かつ迅速な解決を図る「個別労働紛争解決制度」について、平成27年度上半期における高知労働局での利用状況を取りまとめたのでお知らせします。詳細については[資料No.1](#)を、同制度の概要については[資料No.2](#)を参照してください。

【平成27年度上半期の相談、助言・指導申出、あっせん申請件数】

・総合労働相談件数	高知局	2,339件（前年同期比6.7%減）
・民事上の個別労働紛争相談件数	高知局	662件（同12%増）
・助言・指導申出件数	高知局	25件（同56.3%増）
・あっせん申請受理件数	高知局	18件（同20%増）

※パーセンテージは小数点以下第4位を四捨五入

（1）総合労働相談は減少、民事上の個別労働紛争相談は増加

総合労働相談は、前年度同期よりも167件減の2,339件（約6.7%減）であった。民事上の個別労働紛争相談については、前年度同期よりも71件増の662件（約12%増）であった。

（2）「いじめ・嫌がらせ」の相談が199件で最多、次いで「解雇」139件、「自己都合退職」114件

民事上の個別労働紛争相談を内容別にみると「いじめ・嫌がらせ」が199件で最多（個別労働紛争相談全体の約4分の1）となった。次いで「解雇」が139件、「自己都合退職」が114件と続き、これらの3項目で個別労働紛争相談全体の過半数（約55%）を占めた。

（3）助言・指導申出件数等の状況

労働局長による助言・指導申出の受理件数は、前年度同期よりも9件増の25件であった。申出を受けたもののうち、取下げ分5件及び下半期繰越し分1件を除く19件について事業場に対し助言・指導を実施し、うち11件（57.9%）について紛争当事者間での話し合いがなされる等、何らかの改善・解決が図られた。

申出内容としては「いじめ・嫌がらせ」11件、勤務シフトや諸手当の支払いを巡るもの7件、「解雇」3件などであった。

（4）あっせん申請件数等の状況

あっせん申請の受理件数は、前年度同期よりも3件増の18件であった。

解決状況としては、平成27年度上半期にあっせんを開催した事案（13件）全てにおいて紛争当事者間で合意が成立した。（あっせんを開催した事案の解決率100%）

申請内容としては「解雇」が12件で最も多く、次いで「いじめ・嫌がらせ」4件、「労働条件引下げ」3件などであった。

平成 27 年度における高知労働局の個別労働紛争解決制度利用状況

1 平成 27 年度上半期（平成 27 年 4 月～ 9 月）の状況

高知労働局における平成 27 年度上半期の個別労働紛争解決制度の利用状況は次のとおりです。

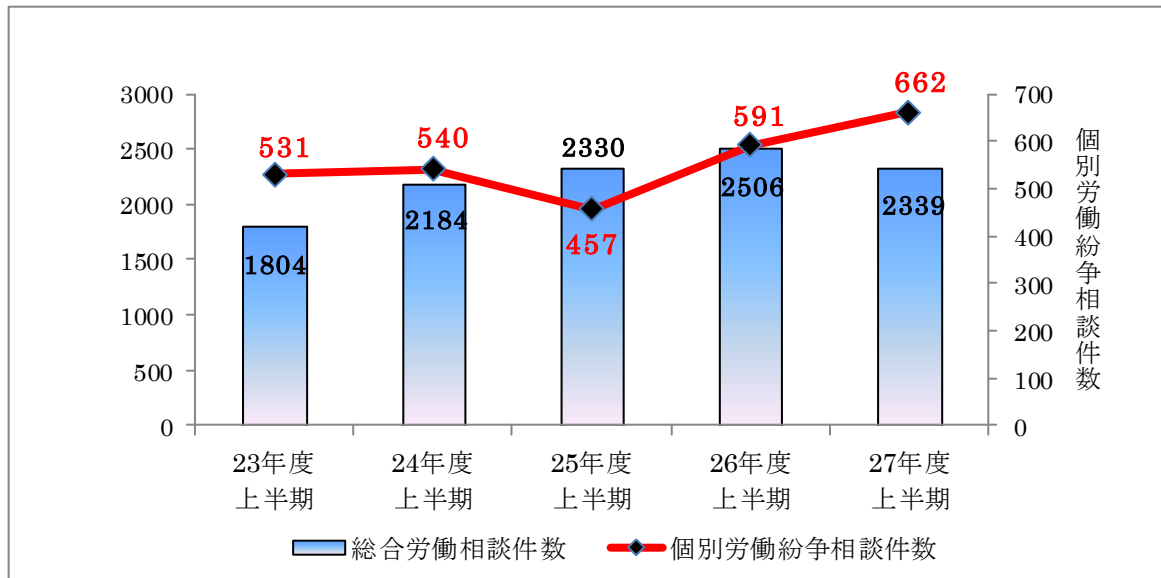
・ 民事上の個別労働紛争の相談件数	662 件（※）
・ 労働局長の助言・指導申出件数	25 件
・ 高知紛争調整委員会によるあっせん受理件数	18 件

※ 高知労働局及び県内 4 ヶ所の労働基準監督署に設置されている「総合労働相談コーナー」に寄せられた相談のうち、民事上の個別労働紛争に関する相談の合計です。

2 相談件数の推移

各年度上半期における民事上の個別労働紛争に関する相談（以下「個別労働紛争相談」という）の推移はつぎのとおりです。

図 1 相談件数の推移



※ 総合労働相談件数とは、個別労働紛争相談のほかに、労働関係法令（労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等）違反に関する相談や、各種の問合せなどを含む相談全体のことで。

3 個別労働紛争相談の内容

平成 27 年度上半期における個別労働紛争相談を内容別にみた合計は 817 件であり、前年度同期よりも約 11.3%の増加となりました。増加した内容としては「解雇」が 36 件増の 139 件、「配置転換」が 8 件増の 20 件、「自己都合退職」が 13 件増の 114 件、年次有給休暇や労働時間、諸手当等にかかる「その他労働条件」が 27 件増の 114 件、「いじめ・嫌がらせ」が 15 件増の 199 件などと

なりました。減少した内容としては「労働条件引下げ」が8件減の40件、諸々のトラブルにかかる「その他紛争」が24件減の70件となっています。

「いじめ・嫌がらせ」については、年度上半期として平成21年度以降一貫して増加を続けており、内容別にみた合計の約4分の1を占める状況が続いています。次いで多い「解雇」「自己都合退職」と合わせた3項目が相談全体のトップ3を占める状況は今後も続いていくものと考えられます。

なお、「その他労働条件」は前年度比で31%と増加していますが、「求人票と実際の労働条件が違う」「提示された労働条件に納得がいかない」等、内容は多岐にわたることから、増加には様々な要因が関係しているものと考えられます。

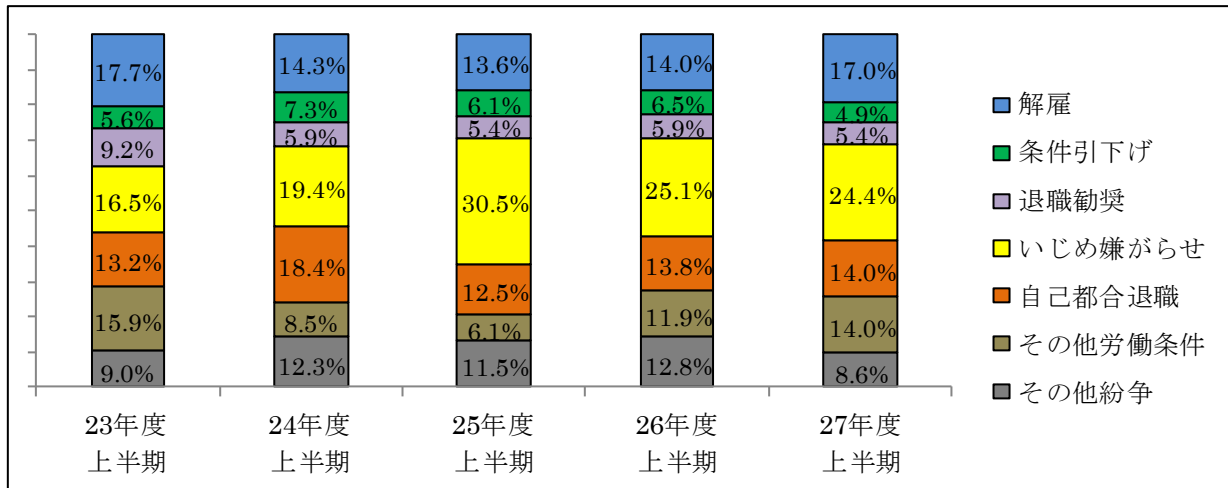
表1 過去5年間の個別労働紛争相談内容別件数の推移

	23年度 上半期	24年度 上半期	25年度 上半期	26年度 上半期	27年度 上半期	前年比	27年度 構成比
解雇	118	94	71	103	139	35.0%	17.0%
条件引下げ	37	48	32	48	40	-16.7%	4.9%
出向・配置転換	17	35	20	12	20	66.7%	2.4%
退職勧奨	61	39	28	43	44	2.3%	5.4%
懲戒処分	3	4	3	4	5	25.0%	0.6%
採用内定取消	5	1	2	2	4	100.0%	0.5%
雇止め	19	16	24	16	18	12.5%	2.2%
昇給・昇格	0	1	1	1	0	-100.0%	0.0%
自己都合退職	88	121	65	101	114	12.9%	14.0%
その他労働条件	106	56	32	87	114	31.0%	14.0%
募集・採用	8	5	6	6	4	-33.3%	0.5%
定年等	7	1	0	0	3	-	0.4%
年齢差別	0	0	0	0	1	-	0.1%
障害者差別	0	0	0	0	2	-	0.2%
雇用管理改善	0	4	4	18	24	33.3%	2.9%
労働契約の承継	0	2	0	0	0	-	0.0%
いじめ嫌がらせ	110	128	159	184	199	8.2%	24.4%
人事評価	0	1	2	0	0	-	0.0%
賠償	27	22	13	15	16	6.7%	2.0%
その他紛争	60	81	60	94	70	-25.5%	8.6%
合計	666	659	522	734	817	-	100.0%

※「解雇」は普通解雇、整理解雇、懲戒解雇の合計です。

※1件の相談に複数の内容が含まれる場合があるため、内容別にみた件数の合計は相談件数の合計と一致しません。

図2 主な個別労働紛争相談内容の構成比



※グラフのパーセンテージは、内容別にみた件数全体に占める各相談内容の割合を表します。

4 個別労働紛争相談者の状況

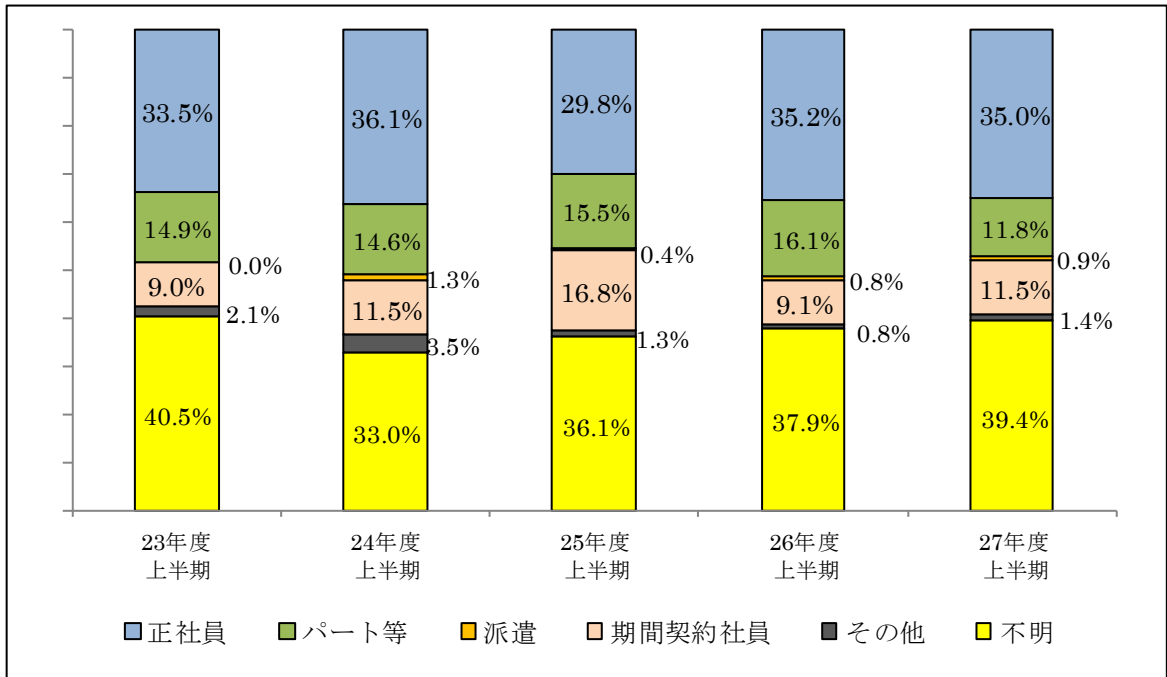
個別労働紛争の相談者としては、労働者が 566 件（全体の約 85.5%）、使用者が 62 件（全体の約 9.4%）、その他が 34 件でした。労働者の就労状況（不明の者を除く）をみますと、正社員が 232 件で最も多く、次いでパート（78 件）、期間契約社員（76 件）となり、最も少ないのは派遣労働者（6 件）となっています。

表2 個別労働紛争相談者の就労状況内訳

	23年度 上半期	24年度 上半期	25年度 上半期	26年度 上半期	27年度 上半期	前年比
正社員	178	195	136	208	232	11.5%
パート等	79	79	71	95	78	-17.9%
派遣	0	7	2	5	6	20%
期間契約社員	48	62	77	54	76	40.7%
その他	11	19	6	5	9	80%
不明	215	178	165	224	261	16.5%

※「その他」には表中にない就労形態が区分されます。また、使用者からの相談は「不明」に含まれます。

図3 個別労働紛争相談者の就労状況構成比



5 労働局長による助言・指導申出件数、紛争調整委員会によるあっせん申請件数等

(1) 平成 27 年度上半期の助言・指導申出件数等の状況

「助言・指導」の申出があった件数は 25 件で、前年度よりも 9 件増加しました。申出は全て労働者からあったもので、申出人の就労状況としては正社員 9 件、パート・アルバイト 2 件、期間契約社員 3 件、不明 11 件（詳細確認前に申出が取下げられたものや、就労状況について労使の主張が対立するもの等）となっています。

申出の内容としては「いじめ・嫌がらせ」が 11 件、年次有給休暇や勤務シフト、諸手当の取扱い等をめぐる「その他労働条件」が 7 件、「解雇」が 3 件、「自己都合退職」「退職勧奨」が各 2 件、「賠償」「配置転換」が各 1 件でした。（1 件の事案に複数の内容を含む場合があるため、内容別にみた件数の合計と申出のあった件数の合計は一致しないことがある）。

申出を受理した 25 件のうち、取下げのあったものや下半期へ繰越となったものを除く 19 件について助言を実施し、11 件において何等かの改善・解決が図られました。

(2) 平成 27 年度上半期のあっせん申請件数等の状況

「あっせん」の申請件数は 18 件で、前年度よりも 3 件増加しました。申請は全て労働者からあったもので、就労状況としては正社員 7 件、パート・アルバイト 6 件、期間契約社員 1 件、不明 4 件（詳細確認前に取下げや不参加打ち切りとなったもの）となっています。

申請内容としては「解雇」が 12 件、「いじめ・嫌がらせ」が 4 件、「労働条件引下げ」が 3 件、「退職勧奨」「配置転換」が各 1 件でした（1 件の事案に複数の内容を含む場合があるため、内容別にみた件数の合計と申請のあった件数の合計は一致しないことがある）。

なお、平成 27 年度上半期に受理したあっせんは 18 件ですが、同期間に処理した事案は前年度からの繰越し分 3 件を含む 21 件でした。このうち 1 件が取下げとなり、20 件のうち 13 件におい

て事業場があっせんに参加の意向を示し、あっせんが開催された結果、全数で合意が成立しました（参加率・合意率ともに 65%）。

表 3 助言指導の申出とあっせん申請受理件数の推移

	平成 23 年度 上半期	平成 24 年度 上半期	平成 25 年度 上半期	平成 26 年度 上半期	平成 27 年度 上半期
助言・指導	10	19	12	16	25
あっせん	19	18	18	15	18

表 4 過去 5 年間の「助言・指導申出内容件数」「あっせん申請内容件数」の推移

	23 年度 上半期		24 年度 上半期		25 年度 上半期		26 年度 上半期		27 年度 上半期	
	助言 指導	あっせん	助言 指導	あっせん	助言 指導	あっせん	助言 指導	あっせん	助言 指導	あっせん
いじめ・嫌がらせ	1	1	0	7	1	6	1	2	11	4
解雇	0	3	1	6	2	5	2	8	3	12
労働条件引下げ	1	2	1	1	0	0	0	2	0	3
退職勧奨	0	1	0	0	2	1	2	0	2	1
雇止め	1	0	0	1	1	3	0	2	0	0
自己都合退職	1	1	1	2	1	0	2	0	2	0
その他労働条件	5	3	15	4	1	3	4	2	7	0
配置転換	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
賠償	0	2	0	2	0	0	0	0	1	0
募集・採用	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雇用改善等	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
懲戒処分	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
その他紛争	0	1	2	1	4	0	3	0	0	0
合計	11	15	20	24	13	19	16	16	27	21

※「解雇」は普通解雇、整理解雇、懲戒解雇を合計したものです。

※ 1 件の事案に複数の内容が含まれる場合があるため、「助言・指導」「あっせん」ともに、内容別にみた件数の合計は申出・申請があった件数の合計と一致しない場合があります。

表5 助言・指導申出内容、あっせん申請内容ごとの処理状況(平成27年度上半期)

	助言・指導				あっせん						
	内容別 件数	解決	未解決	取下げ・ 下半期繰越	内容別 件数	あっせん 開催	あっせん		開催前 合意	不参加 打切り	取下げ・ 下半期繰越
							合意	非合意			
いじめ・嫌がらせ	11	4	2	5	5	3	3	0	0	1	1
解雇	3	0	2	1	13	8	8	0	0	2	3
労働条件引下げ	0	0	0	0	3	3	3	0	0	0	0
退職勧奨	2	0	2	0	1	0	0	0	0	1	0
雇止め	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0
自己都合退職	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他労働条件	7	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0
配置転換	1	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0
賠償	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	27	11	10	6	24	15	15	0	0	5	4

※「解雇」は普通解雇、整理解雇、懲戒解雇を合計したものです。

※平成26年度からの繰り越し事案が含まれます。

※1件の事案に複数の内容が含まれる場合があるため、「助言・指導」「あっせん」とともに、内容別にみた件数の合計は申出・申請があった件数の合計と一致しません。

【語句説明】

●個別労働関係紛争

個別労働関係紛争とは、「労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主の間の紛争」となります。ここで「労働関係」とは、労働契約または事実上の使用従属関係から生じる労働者と事業主の関係を意味します。

●総合労働相談コーナー

総合労働相談コーナーは、労働問題に関するあらゆる分野について、労働者、事業主どちらからの相談でも、専門の相談員が面談あるいは電話でお受けしています。また、相談者の希望に応じて、裁判所、地方公共団体など他の紛争解決機関の情報を提供しています。

高知労働局におきましては、高知労働局及び高知県内4ヶ所の労働基準監督署（高知、須崎、四万十、安芸）内に設置しています。

（総合労働相談コーナー所在地等）

総合労働相談コーナー名	住所	電話	利用日時
高知労働局 総合労働相談コーナー	高知市南金田 1-39 4階 高知労働局総務部企画室内	0120-783-722 088-885-6027	月曜～金曜（祝祭日は除く） 8:45～17:00
高知総合労働相談コーナー	高知市南金田 1-39 1階 高知労働基準監督署内	088-885-6010	月曜～金曜（祝祭日は除く） 8:45～17:00
須崎総合労働相談コーナー	須崎市緑町 7-11 須崎労働基準監督署内	0889-42-1866	月曜～金曜（祝祭日は除く） 8:45～16:45
四万十総合労働相談コーナー	四万十市右山五月町 3-12 四万十労働基準監督署内	0880-35-3148	月曜～金曜（祝祭日は除く） 8:45～16:45
安芸総合労働相談コーナー	安芸市矢ノ丸 2-1-6 安芸労働基準監督署内	0887-35-2128	月曜～金曜（祝祭日は除く） 8:45～16:45

※12時から13時までは昼休憩時間であり、相談対応は原則行っておりません。

●都道府県労働局長による助言・指導制度

「都道府県労働局長による助言・指導」は、民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。

この制度は、法違反の是正を図るために行われる行政指導とは異なり、あくまで民事上の個別労働紛争に関して、紛争当事者に対して話し合いによる解決を促すものであって、なんらかの措置を強制するものではありません。なお、法違反の事実がある場合には、法令に基づいて、指導権限を持つ機関が、それぞれ行政指導などを実施することになります。

この都道府県労働局長による助言・指導制度の対象範囲は、労働条件その他労働関係に関する事項についての個別労働紛争となります。具体的には、解雇（の妥当性）、雇止め、配置転換・出向、昇進・昇格、労働条件の不利益変更など労働条件に関する紛争、いじめ・嫌がらせなどの職場環境に関する紛争、会社分割による労働契約の継承、同業他社への就業禁止などの労働契約に関する紛争、募集・採用に関

する紛争、その他、退職に伴う研修費用の返還、営業車など会社所有物の破損についての損害賠償を巡る紛争などとなります。

また、労働者が助言・指導の申出をしたことを理由に、事業主がその労働者に対して解雇その他不利益な取り扱いをすることは法律で禁止されています。

●紛争調整委員会によるあっせん制度

「紛争調整委員会によるあっせん」とは、紛争当事者の間に、国の委任を受けた公平・中立な第三者として労働問題の専門家（あっせん委員）が入り、双方の主張の要点を確かめ、紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度です。「紛争調整委員会」は、弁護士、大学教授、社会保険労務士などの労働問題の専門家により組織された委員会であり、都道府県労働局ごとに設置されます。この紛争調整委員会の委員の中から指名された「あっせん委員」が、紛争解決に向けてあっせんを実施します。

あっせん制度の特徴としては、手続きが迅速・簡便であること、労働問題の専門家が担当すること、利用は無料であること、あっせんで合意した内容は民法上の和解契約の効力を持つこと、非公開でありプライバシーが保護されることなどがあります。

対象範囲は、労働条件その他労働関係に関する事項についての個別労働紛争となります。具体的には、解雇（の妥当性）、雇止め、配置転換・出向、昇進・昇格、労働条件の不利益変更など労働条件に関する紛争、いじめ・嫌がらせなどの職場環境に関する紛争、会社分割による労働契約の継承、同業他社への就業禁止などの労働契約に関する紛争、その他、退職に伴う研修費用の返還、営業車など会社所有物の破損についての損害賠償を巡る紛争などとなります。

また、労働者があっせん申請をしたことを理由に、事業主がその労働者に対して解雇その他不利益な取り扱いをすることは法律で禁止されています。

●（高知）労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会

「（高知）労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会」（以下、「連絡協議会」という。）は、高知県内での労働相談、個別労働紛争解決制度を有する機関・団体の相互連絡、情報交換を目的として平成14年に設立されました。以降、年1回の定例会議の他、各機関・団体の問合せ先等一覧ガイドの作成や合同研修会、合同広報活動を実施しています。

連絡協議会構成機関、協力機関・団体は以下のとおりとなります。なお、連絡協議会事務局は高知労働局総務部企画室となります。

（構成機関）

高知労働局雇用均等室、高知労働局総務部企画室、高知県労働委員会

高知県商工労働部雇用労働政策課

（協力機関・団体）

高知地方裁判所、法テラス高知、高知弁護士会、高知県司法書士会、高知県社会保険労務士会